

# 「全国通訳案内士の研修の高度化等に向けた検討会」設置要綱

令和 8 年 3 月  
観光庁国際観光課

## 1. 趣旨・目的

「観光立国推進基本計画」（令和 5 年 3 月閣議決定）において、通訳案内士は、「多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応するための質の維持・向上や、その利用の促進が重要である。そのため、訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる分野の研修等により、旅行商品の付加価値向上に資する通訳ガイドの育成等を図る。」と定められている。

これを踏まえ、これまで国においては、通訳案内士に対して、特定カテゴリー分野（和食、伝統工芸等）に特化した研修の実施等を行い質の向上を図ってきた。他方、本事業については、コロナ禍により活動機会が大きく制約された通訳案内士の復帰を後押しする側面を有していた。

このため、全国通訳案内士の質の底上げのためには、研修体系を整理の上、資格取得後業務開始前の基礎研修の受講及び質の確保や、定期研修（5 年に一度の法定研修）の受講及び質の確保を図るための検討を行うことが必要である。

また、今年度の地方分権要望において、都道府県による登録事務の事務負担軽減に関する要望を受けているところ、これに対応した検討をあわせて行う。

## 2. 検討会の委員

検討会の委員は別紙のとおりとする。

## 3. 検討会の運営

- (1) 検討会に委員長を 1 名置き、検討会委員の互選によってこれを定める。
- (2) 本検討会は原則として非公開とする。
- (3) 本検討会の会議資料及び議事概要については、観光庁ホームページにて公

開する。ただし、検討会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

- (4) この設置要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、委員長が定めることとする。

#### 4. その他

事務局を観光庁国際観光部国際観光課に置く。